

議案第 70 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

フレックスタイム制勤務を導入するとともに、休暇制度等の充実を図りたいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「に規定する週休日（以下「週休日」を「第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに同条例第3条第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「週休日等」に改める。

第7条第2項第1号中「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者」に改める。

第12条第4項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第5項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は同条例第3条第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第13条第1項中「週休日」を「週休日等」に改める。

(海老名市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「ある者」の次に「又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者」を加える。

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 条及び第 1 5 条（これらの規定を）」を「第 1 4 条（」に改める。

第 2 条第 5 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 2 号中「ある者」の次に「又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者」を加える。

第 1 6 条の表第 5 条第 1 1 項の項を削り、同表第 6 条第 4 項及び第 1 2 条第 3 項の項中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 2 条第 4 項」に改める。

第 1 7 条の表第 3 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 1 条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 3 条第 2 項ただし書の項の次に次のように加える。

第 3 条第 3 項	次条の規定の適用を受ける職員及び地方 公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規 定するパートタイム会計年度任用職員	育児短時間勤務職 員
------------	--	---------------

第 2 0 条の表第 5 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項の項中「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 2 号。以下「育児休業条例」という。）第 1 7 条の規定により読み替えられた勤務時間条例第 2 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」を「算出率」に、同表第 1 7 条の 3 の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 1 9 条第 1 項の項を削る。

第 2 1 条の表第 2 条第 1 項の項中「1 0 時間から 1 9 時間 2 0 分」を「1 9 時間 2 5 分から 2 4 時間 3 5 分」に改め、同表第 3 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 1 条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表に次のように加える。

第 3 条第 3 項	次条の規定の適用を受ける職員及び地方 公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規	短時間勤務職員
------------	---	---------

	定するパートタイム会計年度任用職員	
--	-------------------	--

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条第30項」に改める。

(海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（次条の規定の適用を受ける職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、第1項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第3項を次のように改める。

3 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一

齊に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第9条の3第1項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を削り、「、児童福祉法」を「又は児童福祉法」に改め、「である職員」の次に「若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を加え、「この条、次条及び第17条において同じ。）」を「同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、規則で定めるもの」を削り、同条第2項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該」に改める。

第9条の4第1項中「職員の配偶者」を「当該職員の配偶者（届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者を含む。以下同じ。

）」に改め、「この項において」を削り、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「職員の配偶者」を「当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者を含む。以下同じ。

）」に改め、「この項において」を削り、「、第2項」を「及び第2項」に、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第17条第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の3 子育て部分休暇は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除き、満9歳に達する日の属する年度の3月31日までの間（規則で定める場合にあっては、満12歳に達する日の属する年度の3月31日までの間）にある子を養育する職員の申出に基づき、任命権者が、規則の定めるところにより、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

3 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

第18条中「前3条」を「前4条」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

（海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「に規定する週休日」を「、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに同条例第3条第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条例第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を開始日とする第4条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りを行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

3 施行日以後の日を開始日とする第4条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の3の規定による請求、同条例第9条の4の規定による請求、同条例第17条の規定による請求、同条例第17条の2規定による請求又は同条例第17条の3の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。